

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	令和元年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会
事 務 局	福祉部福祉管理課
開催年月日	令和元年12月26日(木)
開催時間	午後2時00分～午後3時9分
開催場所	足立区役所本庁舎 庁舎ホール
出席者	別紙出席者名簿のとおり
会議次第	別紙次第のとおり
資 料	別紙次第のとおり
そ の 他	

【協議会審議等内容】

**(秦福祉管理課長)**

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「足立区地域保健福祉推進協議会」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

私は本日の司会進行役を務めさせていただきます福祉管理課長の秦です。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様にご挨拶いたします。

携帯電話・スマートフォンなどにつきましては、電源をお切りいただくよう、マナーモードへの設定などをお願いいたします。

また、会議中には携帯電話・スマートフォンにつきましては、緊急の場合を除き、当会議の目的外での使用はお控えくださいますようお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただきました報告資料1から9、情報連絡1から13まではダブルクリップ留めさせていただいております。

別添といたしまして、報告資料2-1「令和元年度 あだちの介護保険」。

配付資料4-1「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)概要版」。

報告資料4-2「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)」。

報告資料4-3「寄せられた意見の概要及び意見に対する区の考え方(案)」。

報告資料5-1「足立区待機児童解消アクション・プラン【令和元年8月改定 概要版】」。

報告資料5-2「足立区待機児童解消アクション・プラン【令和元年8月改定版】」。

報告資料6-1「骨子案 新・足立区放課後子ども総合プラン～子どもの安全安心な放課

後のために～」。

報告資料6-2「『新・足立区放課後子ども総合プラン』骨子案に対するパブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について」。

報告資料7-1「足立区学童保育室整備計画一素案」。

情報連絡1-2「未来へつなぐあだちプロジェクト年次別アクションプラン(5ヵ年計画)平成30年度子どもの貧困対策主要事業実績及び評価結果」。

情報連絡3-2「平成30年度 居場所を兼ねた学習支援 アンケート 集計結果」。

以上11点でございます。

本日、お持ちでない場合は、事務局にご用意があります。お手を挙げていただけますでしょうか。

また、本日の席上配付資料は、協議会会議次第、協議会委員名簿、その他、区議会議員の委員、区職員以外の委員の皆様には足立区福祉事業概要令和元年度版、平成30年度足立区福祉110番(年次報告書)をお配りしております。

資料はございますでしょうか。

また、質問票をお持ちの方で、まだ提出されていない方はいらっしゃいますでしょうか。

大丈夫ですか。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

この協議会は、協議会条例第6条第2項により、過半数の委員の出席により成立いたします。現在、過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、諏訪会長、議事をお願いいたします。

**(諏訪会長)**

それではただ今から、第2回「足立区地域保健福祉推進協議会」を始めます。

議題は次第にあるとおりでございます。活発

なご議論をよろしくお願ひいたします。

ご発言の前には、毎回のことですが、お名前をお願ひいたします。

情報連絡事項は説明を省略いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、報告事項に入ってまいります。まず、報告事項の1番「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について」を、日吉高齢医療・年金課長からご説明お願ひします。

#### **(日吉高齢医療・年金課長)**

高齢医療・年金課長の日吉と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

報告資料1-1ページをごらんください。

件名「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について」でございます。

内容です。

こちらは令和元年5月に、高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施に関する規定を盛り込んだ健康保険法等の改正法が成立しました。その中で、区市町村による保健事業と介護予防事業の一体的な実施というものが規定されました。

本年10月になりまして、厚生労働省から具体的なガイドラインのほうを示されましたので、区としては、令和2年度の実施に向けて、現在、関係所管によって検討を行っているということで、そのご報告でございます。

実際の事業の内容につきましては、資料の2ページから4ページの図を見ていただくとわかると思います。

まず4ページの方をごらんください。

この事業の概要、大きなところとしましては、4ページにあります医療保険と介護保険、3つの四角の枠があるかと思いますが、こちらの枠、まず医療保険の左側、74歳までの医療保険側、保健事業になるのですが、こちらは国民健康保険の保健事業として、各区市町村が実施しております。

75歳になりますと、後期高齢者医療保険に加入されていた方が皆さん移りますので、東京都を管轄する東京都の広域連合がその保健事業を担うということで、ここで区民に対して保険者が変わるということがありました。

一方、介護保険につきましては、65歳以上について、各区市町村、足立区で、その事業を実施していたというところがございます。

それを今回、この3つの枠を、各区市町村がそれぞれ自治体ごとに連携をして一体的に実施をする、そういった形で法の改正が行われたということでございます。

戻っていただいて2ページでございます。

具体的な事業実施のイメージ図でございますが、区の中にコーディネーターということで、真ん中の少し上に、人が2人並んでいる絵があるかと思うのですが、コーディネーターと呼ばれる医療専門職ということで、保健師が想定されておりますが、そちらが保健事業と介護予防事業を総合的に分析や事業の企画・立案を行いまして、自治体の必要な事業というものをコーディネートするというようになっております。

その上で、各保健事業・介護予防事業というものを実際の自治体の現場に派遣される専門職がやるということになっております。

こちらの費用につきましては、後期高齢者の東京都の広域連合から区市町村が委託を受けて行うということで、一部ではございますが、交付金が出るという形で予定されております。

先ほども申しましたとおり、現在のところ庁内でどのような形でこの事業を実施するかということについては、検討中という段階でございますので、また今後、ご報告できるような状況になりましたらご報告したいと思ひます。

雑駁ですが、私からの説明は以上になります。

#### **(諏訪会長)**

続きまして報告事項の2「平成30年度介護保険事業の実績について」を、介護保険課の向

井課長から説明をお願いします。

**(向井介護保険課長)**

皆様、こんにちは。介護保険課長の向井でございます。

私からは資料の2、平成30年度介護保険事業の実績について、ご説明させていただきます。

なお、本日、別添でお配りしていますピンク色の表紙の冊子「令和元年度あだちの介護保険《平成30年度実績》」につきましては、より詳細な資料となっておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

それでは、資料2、1番の第1号被保険者についてでございますが、これはご案内のように65歳以上の方を指しております。

(1)、被保険者数、65歳以上の方の人数でございますが、17万998人で、29年度より566人多くなっております。

内訳はこちらには記載されてございませんが、65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者の方が2、829人減少しておりますが、75歳以上の後期高齢者の方が、逆に3、395人増加ということで、より後期高齢者の人数が増えていくという傾向が昨年に引き続きあらわれてございます。これはピンクの冊子の9ページに数字が記載されてございます。

(2)の介護保険料の収納額でございます。これは実際に収納された保険料の金額ですが、約121億2400万円で、これも29年度より約8億5000万円増えてございます。保険料の収納率も98.0%ということで、29年度より0.4%上昇しているところでございます。

続きまして、2番の認定状況でございますが、これは30年度末の要支援、要介護認定を受けた方の人数です。認定者数は3万5199人で、29年度より857名増加しております。

続いて、3番の保険給付状況でございますけれども、(1)介護サービス受給者数が2万8

323人で、こちらの数字も29年度より1351名増加しております。

また(2)、保険給付費でございますが、約510億円で29年度より17億円ほど多くなっております。

下のグラフでございますが、これは人口高齢化率の推移をあらわしております。平成26年から平成31年までの65歳以上の人口と高齢化率でございます。

ここ2年ほどは、ほぼ横ばいになってございますが、全体として増加し続けているという状況に変化はございませんので、今後も高齢化率は徐々に増えていくものと考えてございます。

こちらに書いてございますように、高齢化率の上昇に基づいて、また介護保険のいろいろな事業についてもさまざまな影響が出ていくと考えてございますので、今後ともご理解とご協力をお願いしたいと思います。

私からの説明は以上となります。どうもありがとうございます。

**(諏訪会長)**

続きまして、報告事項の3「大腸がん検診結果の誤通知について」を、データヘルス課の物江課長から説明をお願いします。

**(物江データヘルス推進課長)**

皆さん、こんにちは。データヘルス推進課長の物江でございます。

資料の6ページ、報告資料3番「大腸がん検診結果の誤通知について」をごらんください。

説明に先立ちまして、今回の誤通知につきましては、受診者の方とかそのご家族、関係者の皆様方に多大なるご不安・ご心配をおかけしたことをお詫びいたします。

それでは、説明に移らせていただきます。

今申し上げました区で実施してございます大腸がん検診、これの30年度の受診者のうちに、本来とは違った結果を記載した受診票を渡していたことが判明いたしました。

大腸がん検診をどのように行っているかということは、資料のイメージのところをごらんいただきたいのですが、まず区民の方が、区が医師会に委託してございますので、各医療機関に検体を提出します。この数字、②と書いてございますが、医療機関からこの検体の検査をする会社にお渡しをして、検査会社が医療機関と区に、その検査の結果を、医療機関には紙で、区にはデータで渡してございます。

医療機関、④番のところでございますけれども、この検査の報告書の内容を受診票に書き写して、結果として区民に渡しているというところでございまして、この結果が間違えていたと。

なぜわかったかというのは、検査のデータ自体は区に来てございますので、そもそも精密検査、陽性が出た方にもっと詳しい検査を受けてほしいと。受けて、区で把握できていない方に、受けていますか、いませんか、受けていないのであれば、ぜひ受けてくださいというような勧奨をお送りしたときに「医療機関からは大丈夫だと言われたのですけれども」という問い合わせがあったことから発覚したものでございます。

実際、間違えてしまった人数というのがどれほどかということが1番に記載してございますけれども、本来、陽性で精密検査を受けるべきにもかかわらず、受診票に陰性と記載して、かつ総合判定で異常なしとしてしまった方が人数として111人。医療機関で見ると61施設ございました。これは、繰り返しになりますが検査データが陽性だった方、4,506人の中の数です。

大腸がん検診自体は30年度、4万7221人受けてございまして、先ほど集計が終わりまして、全件の内容を確認しました。そうすると、本来、陽性なのに陰性と伝えてしまったこの111人以外に、逆なのですけれども、本来、陰性で異常がなかった方に陽性とマルをつけて、精密検査を受けてください、要精検にしてしま

った方が3名いらっしゃいました。

医療機関数は変わりませんが、最終的には転記を間違えて、総合判定を間違えてしまったという方は61施設、114人になってございます。

2番のところ、この誤り発生の経緯でございますけれども、検査の報告書を受診票に書き写す作業の中で誤記載が発生してしまったものでございますけれども、一部の医療機関の中では確認の不足があったというところでございます。

今後につきましては、外部の有識者を入れた調査委員会を立ち上げるとともに、その中で原因の究明と、今後こういったことが起こらないようにということの再発防止策、また、検診自体については今年度、来年度以降も続きますので、調査委員会とは同時並行で帳票の見直しとか委託の流れの見直し、区と委託先の医師会と協力して協議を行っていく。これは現在も進めているところでございます。

私からは以上です。

#### **(諏訪会長)**

続きまして、報告事項の4「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)の策定とパブリックコメントの実施結果について」を、子ども政策課の菊地課長から説明をお願いします。

#### **(菊地子ども政策課長)**

子ども政策課長の菊地でございます。よろしくお願いたします。

私からは「第2期足立区子ども子育て支援事業計画(案)の策定とパブリックコメントの実施結果について」をご説明させていただきます。

前回、ご報告させていただいた施策体系骨子案に基づきまして、このたび計画案を策定いたしました。

詳しくは報告資料4-2としてお配りしておりますが、本日は資料7ページに基づきまして計画案の概要についてご説明させていただきた

と思います。

7ページをごらんいただきたいと思いますが、まず、計画の期間につきましては、2の(1)に記載のとおり令和2年度から6年度の5年間となっております。

次に、策定に当たっての考え方について、次の3点に留意して進めております。

まず、1点目です。(2)のアに記載のとおり、2つの法に基づく計画としている点。次に2点目として、国が示した基本方針を踏まえたものとしている点。最後に3点目として、区の基本構想や基本計画など、上位計画や関連する計画との整合を図っている点、以上となっております。

次に、計画の構成につきまして、(3)をごらんください。

大きく第1章から5章までの構成案とさせていただきます。

まず、第1章につきましては、計画の背景や位置づけについて。

第2章は、先に実施したニーズ調査などから読み取れる足立区の子どもまたは子育て家庭を取り巻く現状と課題について。

第3章は、基本目標や基本理念、体系について。

第4章は、目標達成のための各事業の取り組みについて。

最後、第5章は、各事業、サービスに対し、どれぐらいの需要があるのかをあらわした量の見込みというものと、その需要に対して、いつどの程度供給するかをあらわした確保方策というものを記載しております。

なお、第5章の次に、第6章として資料編を設けていく予定となっております。この資料編には、計画策定の経過、関連規定、委員名簿として委員の皆様の氏名を掲載させていただきたいと思っております。

その他、関連の放課後子ども総合プランとい

うものを掲載させていただく予定となっております。

次に、11月1日から30日まで実施させていただいたパブリックコメントの実施結果についてご説明いたします。

8ページ4「パブリックコメントの実施結果について」をごらんください。

いただいた意見提出者の方の人数が7名。意見の件数は15件という結果となっております。

いただいたご意見に対する区の考え方につきましては、別添の報告資料4-3にまとめてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

なお、本協議会に先立ちまして、子ども支援専門部会を開催させていただきました。

その際、各委員の皆様方から幾つかご意見を頂戴しております。その点を踏まえまして、文言修正を今後図っていきたくと考えております。

最後に、今後の方針に関しましては、本協議会でのご意見も踏まえまして、令和2年3月までに本計画を策定し、次回の協議会でご報告をさせていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

#### **(諏訪会長)**

報告事項の5「足立区待機児童解消アクション・プランの改定について」を、待機児童ゼロ対策担当課の櫻井課長からご説明願います。

#### **(櫻井待機児童ゼロ対策担当課長)**

待機児童ゼロ対策担当課長の櫻井です。よろしくお願いたします。

協議会資料の9ページをお開きください。足立区待機児童解消アクション・プランの改定について、報告をさせていただきます。

別添資料としまして、概要版と本編を添付しておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

このアクション・プランは、平成29年からの3カ年計画として、来年4月の待機児童ゼロ

を目指しており、今回最終改定となっております。

まず、1の整備計画の検証でございますが、妊娠届け出時の意向調査やニーズ調査により、令和2年4月の予測と今年度整備している保育施設の定員を含めた計画定員を比較し、需要を満たすことを確認しました。これにより来年4月の待機児童解消を実現できると見込んでおります。

下段の整備定員数は、実績に合わせて更新したものととなります。

10ページでございますけれども、待機児童解消に向けた取り組みで、新規や拡充したものを挙げさせていただいております。

ページ数につきましては、本編のページ数となっておりますので、後ほど確認いただければと思います。

11ページからが、来年度以降の取り組みとなっております。

来年4月の待機児童解消を目標にした計画ですが、待機児童ゼロを継続するために、今後の課題を挙げさせていただいております。

幼児教育・保育の無償化や消費税率の引き上げ、大規模マンションの開発などにより、今後も保育需要は変化してまいりますので、継続して需要の確認を行ってまいります。

また、少子化により就学前の人口が減少しておりますので、今後の定員に余剰が生じる見込みもありますので、定員のあり方について検討してまいります。

まず、来年の待機児童ゼロを目指し、その後も継続するよう、引き続き取り組んでまいります。

説明は以上となります。

#### **(諏訪会長)**

続きまして、報告事項の6「『新・足立区放課後子ども総合プラン』の骨子案及びそれに対するパブリックコメントと区の考え方について」

を、学校支援課の古川課長からご説明をお願いします。

#### **(古川学校支援課長)**

学校支援課長の古川と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

私から12ページ、報告資料6に基づいてのご報告でございます。

件名が「『新・足立区放課後子ども総合プラン』の骨子案及びそれに対するパブリックコメントと区の考え方について」でございます。

国が新たな放課後子ども総合プランを作成したことを受けまして、足立区でも従前ありましたプランを見直し「新・足立区放課後子ども総合プラン」の骨子案を策定いたしました。

今般、これに対するパブリックコメントを実施いたしましたので、あわせてのご報告でございます。

1番「区の新・プランの概要」でございます。

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5カ年間。計画の内容でございますけれども、主な内容が学童保育室と放課後子ども教室の整備目標でございます。

2番「パブリックコメントの実施結果」でございます。

実施期間が11月1日から30日まで。意見の提出をいただいた方は116名でございました。

(6)に書かせていただいております意見に対する区の考え方につきましては、報告資料6-2に記載のとおりでございます。全部で24項目のご意見を頂戴し、そのうち97%の113名の方から、民間学童保育室への補助、支援についてのご意見を頂戴したところでございます。

13ページでございますけれども、今後のスケジュールといたしまして、このパブリックコメント等を受け、次回、3月27日の本協議会に確定版としてご報告をさせていただく予定で

ございます。

私からは以上でございます。

**(諏訪会長)**

続きまして報告事項の7「『足立区学童保育室整備計画（素案）』について」を、住区推進課の山本課長から説明願います。

**(山本住区推進課長)**

住区推進課長の山本でございます。日ごろから大変お世話になっております。

資料の14ページをごらんいただきたいと思います。「足立区学童保育室整備計画（素案）」についてでございます。

足立区学童保育室整備計画を現在策定中ですが、検討中の素案について報告させていただきます。

1番、計画の位置づけですが、先ほど報告のありました、足立区子ども子育て支援事業計画や「新・足立区放課後子ども総合プラン」の中での学童保育室について、具体的にいつ、どこに学童保育室を整備していくかを示していく個別計画とさせていただきます。

2番の策定の考え方です。

(1) 足立区の学童保育室は、現在114ございますが、待機児童等もたくさんございます。そういった地域を捉えて、整備をさせていただきます。

(2) です。年間で700人程度の学童保育室の途中退出者がいらっしゃいますので、その動きなども踏まえまして、整備の計画を立ててまいります。

3番、学童保育室整備の手法でございます。

基本的には、小学校の改築などの際に学校内に整備していくことを予定しておりますが、そのほかについても、民設の学童保育室を誘致するなどして整備してまいりたいと考えてございます。

別添の報告資料7-1をご用意いただきたいと思います。

「足立区学童保育室整備計画―素案―」の6ページを紹介させていただきます。

これまでの学童保育室の待機児童の状況や、申請数などを踏まえまして予測をし、今後、5年間にわたって学童保育室を大体年3カ所のペースで整備していくというものです。

ただし、これは学童保育室の申請状況、実績などを踏まえまして、今後、見直しもかけてまいります。現段階での見込みの状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

**(諏訪会長)**

続きまして、報告事項の8「家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について」を、子ども施設入園課の安部課長から説明願います。

**(安部子ども施設入園課長)**

子ども施設入園課長の安部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

報告資料8、16ページをごらんください。

件名「家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について」でございます。

区内、足立区認定保育ママのうち、1事業者につきまして、認可の手續及び利用定員の確認を行うに当たりまして、子ども施設専門部会でご審議いただきましてご承認いただきましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

2「認可手續について」の(2)の経緯をごらんください。

家庭的保育事業、いわゆる保育ママにつきましては、区内およそ150人弱おりますが、そのうち平成28年度から事業を開始した保育ママ15事業者につきましては、区の給食提供の方法の確立までは給食提供が難しいということで、認可の要件が整わないということで、区の認定保育ママという形で事業を実施してまいりました。

平成30年度から、その内、給食提供の段階的な開始に伴いまして、平成31年4月に認定

保育ママのうち3事業者につきましては給食の提供が開始されましたので、認可を既にさせていただいております。

今回、さらに認定ママのうち1事業者が給食の提供を行えることができるようになりましたので、こちらについても認定から認可のほうに移す手続をさせていただいたというものでございます。

認可の年月日については、令和11月1日からの認可で開始しておるところでございます。

私からの説明は以上です。

**(諏訪会長)**

続きまして、報告事項の9「ケアハウス六月(指定管理施設)の利用料金の改定について」を、高齢福祉課の橋本課長から説明願います。

**(橋本高齢福祉課長)**

皆様、こんにちは。日頃より高齢福祉行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。高齢福祉課長の橋本でございます。

私からは報告資料9、ケアハウス六月の利用料金の改定について、ご説明をさせていただきます。

ケアハウス六月の料金につきまして、東京都より新基準の通知がございました。「東京都軽費老人ホーム利用料金等取扱要綱」でございます。

それに伴いまして、1、改定時期、来年の4月1日、利用料金を2のとおりに金額を改定させていただきます。

2の(1)が現行の料金でございまして、太字部分、年収が150万以上の部分について、(2)の金額に改定させていただきます。

今後の予定でございますけれども、次年度の入居の登録募集の時期に、しおりの方に新料金を掲載するとともに、施設のほうから利用者にご説明をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

**(諏訪会長)**

報告ありがとうございました。

それでは、あらかじめ質問の提出がございましたでしょうか。

**(秦福祉管理課長)**

事前の質問はございませんでした。

**(諏訪会長)**

わかりました。

それでは、今の報告事項に関しまして、委員の皆様からのご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

では、奥野委員、どうぞ。

**(奥野委員)**

奥野です。

基本的なところで教えていただきたいのですが、報告資料1の真ん中あたりのところで、括弧の中で特に三師会の協力を得つつ事業を進めるとあるが、この三師会というのは、それより少し下にあります保健師、管理栄養士、歯科衛生士のことを示しているのかどうか教えていただきたいと思います。

**(日吉高齢医療・年金課長)**

高齢医療・年金課長の日吉です。ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらに書かれております三師会というのは、医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会を指しております。

**(諏訪会長)**

そのほかございますか。

よろしいですか。

どうぞ。

**(岡安委員)**

岡安でございます。一点だけ確認させていただきます。

報告資料1なのですが、1番の「区市町村における実施のイメージ」のところ、ポチ3つ目は、積極的な通いの場への関与等、また、連絡調整、この辺は確かアウトリーチも報道では書

いてあったと思うのですけれども、非常勤専門職も足立区は確か募っていたと思うのですが、アウトリーチで通いの場へ積極的に関与してフレイル対策を視野に入れて取り組んでいくというのがなかなかイメージとして湧かないのですけれども、何か具体的にこういうことをやるというところまで事業の実施計画みたいなのがあったら教えていただければと思います。

**(日吉高齢医療・年金課長)**

高齢医療・年金課長の日吉です。

まだ現在のところは、庁内の、この保健事業、介護予防事業に関係している所管の中で、どういった形でこの事業を実施していくかというのを検討中ですので、具体的にというところまではまだお答えする段階まで到達していないのが現状です。申し訳ありません。

**(諏訪会長)**

そのほかはいかがでしょうか。

私からよろしいですか。

報告資料1の今の関係なのですけれども、介護予防はかなり地域包括とかもやっていると思うのですが、そのあたりの絡みは、今、どのように議論されているのでしょうか。

**(日吉高齢医療・年金課長)**

高齢医療・年金課長です。

介護予防事業の部分に関しましては、足立区の場合、特に地域包括ケアシステムもございまして、現在、我々と地域包括ケア推進課と事業の内容についても協議している段階でございますので、その部分では当然、今後、その地域包括ケアの部分を生かした形で実施していきたいと考えてございます。

**(諏訪会長)**

わかりました。

では、まず小川委員からどうぞ。

**(小川委員)**

事業者連絡協議会の小川です。

同じく1番の2ページに当たる丸の中の上の

事業全体のコーディネート、先ほど保健師の方等を想定しているとお話がありましたけれども、全体的なコーディネートというのは非常にうまくいくとすごく効果的に行くのですが、ここに情報等々が集約する以上、ここが梗塞を起こしてしまうと事業全体が動かなくなるということが想定されます。

現在、医療と介護の方での連携も進めておりますが、何をやるにもやはりコーディネートというところが非常に重要になってくると思いますので、どういった職種というのはここに書いてあるので想定はされていると思うのですけれども、どういった方になっていただくというのは、これから話が進んでいくと思いますが、特に重要な点だと思いますので、こちらの選任、誰を選ぶというところに関しては十分注意して進めていっていただきたいという要望でございます。

以上です。

**(諏訪会長)**

これはご意見ということでよろしいでしょうか。

そのほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、浅子委員、どうぞ。

**(浅子委員)**

幾つか質問をしたいのですけれども、1つは30年度の介護保険の報告がありまして、実績ということなのですけれども、これでいきますと第1号被保険者もそれなりに増えているということで書いてあるのですけれども、実際、30年度から3年の時期で第7期ということで想定をして、給付などの想定もされて、介護保険料が23区で一番高い保険料になってしまったわけです。

この30年度だけを見ると、給付のほうの伸びが想定よりもそれほど伸びていなくて、国や都などにもお金をお返したようなお話を聞いて

いるのですけれども、実際、介護保険課としては、30年度の実績というのをどのように見ているのでしょうか。予想していた30年度の状況と、実際のこの実績というのはどのように判断されているのでしょうか。

**(向井介護保険課長)**

介護保険課長の向井でございます。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

事業計画を3年単位で立てているところでございますので、通常、初年度は割と給付費のほうも計画を立てた時期と近いものでございますから、ほぼ予想どおりでいく。

今回は、途中で消費税の関係も、計画策定の時期で確定していたわけではございませんが、その辺も含めて、3年トータルの中でおさまる計画を立ててございますが、30年度に関してはほぼ予想どおりと評価してございます。

**(浅子委員)**

わかりました。

給付の伸びが少ないというのを想定されていたのかわかりませんが、間もなく次期の介護保険の改定の話し合いが行われますけれども、ぜひ正しく見ていただいて実績を含めて、やはり値上げをおさえるような仕組みをぜひ考えて、今からお願いをしたいと思います。

次に、第2期足立区子ども・子育て支援事業計画案の中で、とりわけ切れ目のない支援というのがあるのですけれども、実際に足立区はいろいろな事業をやっているのですけれども、切れ目のない支援としてどのような施策を展開しているのか、こちらで教えていただきたいと思っています。

**(菊地子ども政策課長)**

子ども政策課長の菊地でございます。

切れ目のない支援ということで、今、区で展開しているものの代表的なものとしてはASMAP事業があるかと思えます。

妊娠前から妊娠、出産後までの切れ目のない

支援を行って、お母様方というか保護者の支援をやっていくものがございますので、そちらが今、代表的なものかと思っております。

**(浅子委員)**

53ページにも書いてありますけれども「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」、これで妊娠期から子育ての間の期間まで切れ目のない支援を行っているということで、60ページの虐待などのことに書かれているのですけれども、区に寄せられる児童虐待相談は800件を超えて、なお増加の傾向があって、年齢では6割以上が未就学児だということで、虐待の種別ではネグレクトが4割を超えているということです。

そういう点では、この切れ目のない支援というのが非常に重要かと思うのですが、他の区などでは同じく切れ目のない支援をいろいろところでやっているかと思えますけれども、やはり1人の保健師さんがきちんと1人の出産をする方に、出産の前から向き合って、1人が対応して、一貫して相談に乗ったり、ほかの窓口につなげたりというようなことも実施しているというのですが、足立区でもそのような体制をとっているのでしょうか。

**(西山保健予防課長)**

保健予防課長の西山と申します。

足立区でも同様に地域の担当保健師がおりますので、その地域のお母さん、お子様に対して支援サービスを行っているところでございます。

**(浅子委員)**

では、同じ方が一貫して、生まれる前から子育ての時期まで、その方に対応して相談に乗ったり、いろいろアドバイスをしたりという体制をとっているということなのですか。

**(西山保健予防課長)**

保健予防課長の西山です。

妊娠期に関しましては、保健予防課の妊産婦支援係の方で、同じく地域に分けて、支援

を行っております。

また、出産後、乳児健診の時期まで、私ども保健予防課の方で担当をしていますが、乳児健診を過ぎた後から引き継ぎを行いまして、保健センターの保健師によってフォローしてございます。

ただ、引き継ぎに関しても、引き継いだ後も同じような状況でサービスが行われているかどうか、適宜、保健予防課と保健センターの方で協議を行っているところでございます。

以上です。

#### **(浅子委員)**

そうやっていらっしゃるのはわかっているのですが、虐待の問題は家庭ではもちろん解決できなくて、窓口になかなかつながらないというのが大きな原因にもなっていると言われているのです。

そういう点では、ネグレクトというと、望まない出産とかいろいろな問題がそこには含まれているかと思えますけれども、信頼関係をつくって、しっかり産み育てることの喜びとか大切さとかを一緒になって、寄り添い支援というのですか、それが必要かと思っているのです。

足立区も頑張ってやってらっしゃるかとは思いますが、できれば一貫して1人の人が対応して、信頼関係をしっかり持って、いろいろな問題も率直に相談できるような体制をぜひつくっていただきたいと思っていますけれども、いかがでしょうか。

#### **(西山保健予防課長)**

足立区は、妊婦さんのリスクに応じて私どもで支援を行っているところでございまして、濃厚な支援が必要な場合は保健予防課のほうで責任を持って、しばらく妊娠期はフォローしていると。

また、いわゆるリスクの少ない一般の妊婦さんに関しましては、地域の保健センターで行っている事業等がございまして、そこで支援を行

っているところでございます。

ただ、一貫した寄り添い型の支援の体制につきましては、各保健師間でしっかり漏れのないようにやっているところでございますので、そのような姿勢で引き続き行わせていただきたいと思いますと考えてございます。

#### **(浅子委員)**

確かに全員に対して同じ人というのはなかなか体制的には困難があるかと思えますけれども、4割の方がネグレクトだという事実がわかっているのです、そういう方にはせめて寄り添い支援、しっかりと同じ人で信頼関係を持ってやっていくということが必要かなと思えますから、その点をこれからぜひ取り組んでいただきたいと思います。

あと、待機児解消の問題で、来年の4月には待機児をゼロにするということで取り組んでいらっしゃったのですけれども、認可保育園、私立保育園、社会福祉法人などはもちろんですけれども、あと、株式会社も参入したということで、この間、行政のほうでもご存じかと思えますけれどもベビーホテル、認可外保育園、あと、認可保育園でも虐待の問題があつて、その園の中の人が告発をしてわかつたというような事実がこの間判明しているのです。

株式会社は利益をまずは優先するので、こういう保育園に株式会社を参入するのはいかがなものかと私たちは主張してきたのですけれども、こういう状況を見て、区のほうではどのようにその問題を考えているのでしょうか。

#### **(櫻井待機児ゼロ対策担当課長)**

待機児ゼロ対策担当課長の櫻井から回答させていただきます。

公募により事業者を選定させていただいておりますけれども、保育事業者が全て虐待等の可能性を持っているという形で見ているわけではなく、全て適切に事業が行われていると感じております。

ただ、やはりそういう事案があった場合につきましては、適切に指導等を行っているところでございます。

#### **(浅子委員)**

私たちが全て株式会社はだめですと言っているわけではありません。ただ、懸念しているという事実がこの間起こったということで、指導検査とかをやっていたらしゃいますよね。そこから辺で発見できなかったのかと。

この間、虐待の問題などがあるところは、最近つくられた園があったりしますので、そこから辺、最初につくられたときに実態とかを見ていたらしゃらなかったのかと。それではわからなかったのかどうなのかと思っているのですけれども、指導検査などではどのような状況だったのでしょうか。

#### **(臺子ども施設整備課長)**

子ども施設整備課長の臺です。

今の質問に回答させていただきます。新規開設園におきましては、1年目につきましては定期的に巡回をさせていただいて、保育の状況を見ているところでございます。

今回、委員からご指摘がございました物件についても定期巡回をして保育を見ているところでありますけれども、私どもが巡回で行ったときには発見できなかったということで、申し訳なかったと思っています。これからもそういった虐待の問題などの部分についても、問い合わせ等がありましたところへ私どもの職員が見に行き、改善に努めていきたいと考えてございます。

#### **(浅子委員)**

子供は物が言えませんし、やはり大人がしっかり守っていくということで、事業をしっかりとやっていただくためにも区の果たす役割は大きいかと思っておりますので、お願いします。

最後に企業主導型の保育事業の支援というのがありまして、報告資料5-2の20ページな

のですけれども、企業主導型の8事業所にキャリアアップ補助金、これは区独自の補助金を交付しているということが書かれています。

企業主導型も一生懸命やっているところがたくさんあって、私たちが現場を見に行き、本当に頑張っているところも思っているところも幾つもあります。

そういうことで、キャリアアップ補助金を区独自でやっているというのは大変よいことだと、喜ばれているわけですが、8事業所しかやられていないと。

私の知っているところでは、要綱の中で、足立区のキャリアアップ補助金をもらえていないというところがありまして、なぜかというところ、ビルを借りているのですけれども、建物のビルの建った検査済証というのがないのだと。それによって残念ながらもらえていなくて、いい保育をやっているのに、このキャリアアップ補助金もぜひ交付してほしいというお話を私も伺っているのです。

要綱の建物の検査済証というのが必要というのは、保育の事業と直接関係がないのではないかなと私なども思っていて、この要綱を変えるお考えはないのかと思っているのですが、いかがでしょうか。

#### **(安部子ども施設入園課長)**

子ども施設入園課長の阿部でございます。委員の質問にお答えいたします。

企業主導型に交付させていただいているキャリアアップ補助金については、確かに区の独自ということで上乗せの基準を設けさせていただいております。

その際に施設の要件として、検査済証の交付を求めています。これにつきましては区で補助金を交付させていただく以上、ほかの保育事業者、それは小規模保育、認可保育、乳児保育所と同等の要件を備えている施設に区として補助金を出す以上、備えておく必要があるだろ

うということで、同様の条件を企業主導型についても設定をさせていただいておるところでございます。今のところ見直しについては考えていないというところでございます。

**(浅子委員)**

最後ですけれども、ほかの会議でもこういう質問がありまして、ある時期、建て主との関係で検査済証というのを取り交わしていないような時期があったと。そういう時期の建物であって、保育事業者には全く関係のないものなのだというので、それがなくなることによって応援できない、応援してもらえない、とりわけ保育にはお金がかかると。やはり保育士をしっかりと確保していくためには、保育士の条件もしっかりとしたものにしていかなくてはいけないという点では、ぜひここら辺も検討課題に挙げていただいて改善をお願いしたいと思います。

**(諏訪会長)**

よろしいですか。  
どうぞ。

**(銀川委員)**

私からは、がん検診の誤通知のことで、待機児童アクション・プランについて質問をさせていただきます。

まず、大腸がん検診の誤通知のミスがあったということで、足立区ががん検診の検診率を上げようと進めている中で、区民の方がせっかく検診を受けていただいたのに、結果的にこのミスによって区民の方に不安を与えてしまったということで、足立区の医師会においても、しっかりと重大さを認識して対策に努めていただきたいと思えます。

そういう中ではあったのですが、区が医師会から検診結果を受けて、そこで区が、区民の方に対して精密検査を受けてくださいと促す通知を送ったことでミスの発見につながったということは非常によかったことだと思えました。

そこで幾つか質問させていただきます。

まず、陰性なのに陽性と転記して間違えてしまったミスが3医療機関、3名。陽性なのに陰性というものが61医療機関、111名とあるのですけれども、同じ転記ミスといっても、同じミスなのにこれだけの差が開いているのはなぜなのでしょう。

**(物江データヘルス推進課長)**

データヘルス推進課長の物江でございます。

委員がおっしゃるように、陰性と陽性のところで、かなりミスについての差は開きがあるかなとは感じてございますけれども、実際の原因究明については、まだ第三者委員会のほうでも話し合っている最中ではございまして、確定はしてございませんので、どうして陰性と陽性でこんなに数が違うかということは、申しわけないのですが、現状のところ調査中ということしかお答えができない状況です。

**(銀川委員)**

あと、他の自治体、他の23区でも、医師会に委託をしてがん検診をやっていると思うのですが、ほかの区でこのようながんの検診でミスがあったという事例はこれまであったのでしょうか。

**(物江データヘルス推進課長)**

データヘルス推進課長の物江でございます。

私が把握している限りでは、他区の中で大腸がん検診を誤通知といいますかミスがあったというところ把握してございません。

一番有名なところは、肺がん検診で、数年前に杉並区の方でミスがあったというところは把握してございます。

長くなってしまって申し訳ないのですが、事例として近いのは岐阜市の方で、これは区のほうが通知書を発行していたのですが、同じように陽性を陰性と間違えて、結果を間違えてご本人様に通知してしまったというような事例はあったということで把握はしてございます。

**(銀川委員)**

他区でこのような事例が余りないということではあるのですけれども、他の自治体では、医師会と契約を結ぶときに損害賠償に対しての規定は定めているのでしょうか。そういう自治体はあるのでしょうか。

**(物江データヘルス推進課長)**

データヘルス推進課長の物江でございます。

契約の内容等々につきましては、多分、自治体ごとで違うかなと考えておるところではございますけれども、費用負担とか損害賠償で責任の主体とか、そういったところの割り当てというところまでは調査し切れてはないところでございます。

**(銀川委員)**

委託の流れの見直しをまたこの足立区でも行っていくと、先ほどご説明をいただいたのですが、損害賠償請求の規定に関しても入れていただけるということでしょうか。

**(物江データヘルス推進課長)**

データヘルス推進課長でございます。

第三者委員会のところでいろいろご審議はいただいております。今後、やはり契約の内容等も含めてご審議いただくかなと考えておりますので、委員のご質問の件も含めて、どのような契約形態、内容がふさわしいのかということ、外部有識者、弁護士もいらっしゃいますので、そういったご意見を賜っていききたいかなというところで考えてございます。

**(銀川委員)**

では最後の質問なのですけれども、令和2年3月までに答申を受けるとありますけれども、来年の検診から委託契約の変更は間に合うのでしょうか。

**(物江データヘルス推進課長)**

データヘルス推進課長でございます。

契約自体、どこまで答申を反映できるかということ、やはり今後の協議次第かなと思いま

す。

ただ、やはり精度管理を高めた検診の実施ということ踏まえて、運用面、中身の契約自体というよりは、やり方の中でどうやって改善できるかというところは、現状でも医師会と話をしている段階でございますので、少しずつでも精度管理を高めていきたいということで考えております。

**(銀川委員)**

次に、待機児童アクション・プランの中から1点だけお伺いをさせていただきます。

11ページの長期的課題のところ、区全域で保育定員に大きな余剰が生じる見込みがあるということなのですけれども、空いてしまった施設はほかのものに転用したりすることができると思うのですが、今、保育士さんを集めるために足立区も頑張っていらっしゃると思うのですけれども、早いと5年後、10年後とかになって、区でも保育定員に余剰ができてしまったから、たちまち保育士さんにやめてくださいというようなことはできないと思うのですけれども、保育士さんの今後の雇用について、将来的に見たときの雇用についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

**(櫻井待機児ゼロ対策担当課長)**

待機児ゼロ対策担当課長から回答させていただきます。

まず、将来的に、空きが出てきますという形になれば、当然、保育士さんの方に空きがという形になるかと思います。

大半の事業が、今、私立の施設でございますので、各事業者さんのほうで、人の確保という形で計画的にやられていくかなということでございますし、また、区のほうとしましても、逆に、今、保育士が空きで余裕が出てきたとなったときには、逆に、今度、先程ありましたように指導・巡回とか、他のやり方の職員の配置という形で計画的に進めていければと思っております。

ます。

**(諏訪会長)**

よろしいですか。

**(奥野委員)**

それでは、次の6番のところの「新・足立区放課後子ども総合プラン」の関係ですけれども、これに関連する膨大な資料がついていますが、その中の報告資料6-1の中で、例えば、19ページですと「学童保育室と放課後子ども教室の一体的実施と連携強化」が出ていて、24ページに「新・放課後子ども総合プラン」が出ていますが、このような方向に進んでいるということもすばらしいと思いますが、一方で、私は障がいのある方の福祉を担当しておりますので、児童福祉法の中で、障がいのある児童のための放課後等デイサービスの事業がありますが、今、社会福祉全体を考えるとときのキーワードが地域包括ケアとか共生社会と言われている中で、この新たな総合プランの中に、障がいのある児童の放課後等デイサービスとの関連、そのあたりの検討はなされているかをお伺いしたいと思います。

**(古川学校支援課長)**

学校支援課長からお答えを申し上げます。

今、奥野委員さんからお話がありました放課後等デイサービス、いわゆる放デイですけれども、今回の「新・足立区放課後子ども総合プラン」につきましては、放課後等デイサービスについての記述はございません。

数年前につくりました障がい児福祉計画、その中には放課後等デイサービスの記載がございますので、それと一体として考えていきたいと考えております。

**(奥野委員)**

ありがとうございます。

報告資料6-2のパブリックコメントの關係の資料を見ますと、この中で、発達障がいのあるお子さんへの学習支援とか、そういうことは

どうしてくれるかというような質問が出ていますので、実際に学童保育と放課後子どもの対応のところ、既に普通の方に来ている障がい児、割合が軽い方のことは出ていますが、トータルに考えるときには、やはり重い障がいのある方も含めた総合的なプランであってほしいと思います。

以上です。

**(諏訪会長)**

その他、報告事項についての質疑等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは報告事項についての質疑はこれで終了とさせていただきます。

次に、情報連絡事項を議題といたしますが、説明は冒頭申し上げたように省略させていただきます。

では、あらかじめ質問を出されている方はいらっしゃいますでしょうか。

**(秦福祉管理課長)**

あらかじめの質問は、情報連絡の件ではありませんでした。

**(諏訪会長)**

わかりました。

それでは、この情報連絡について、何か質問等はございますでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、奥野委員からあるそうですので、お願いします。

**(奥野委員)**

それでは資料、情報連絡1の中でアルファベットでASMAP事業という言葉が何回か出てきて、また、それに関する詳しい資料のほうにも出てきていまして、ASMAPが何を省略したものかということが別添の資料のほうでは出てきていますが、このASMAP、エースマップみたいな感じですが、このような名称について、足立区の区民は何からとった略語であり、

どういう事業であるということが、皆さんわかっていのでしょうか。ちょっとどうなのかなと思いました。

お願いします。

**(西山保健予防課長)**

保健予防課の西山でございます。

ASMAPの意味なのですけれども「足立スマイルママ&エンジェルプロジェクト」と申しまして、いわゆる妊産婦支援の事業でございます。

ASMAP事業と申しまして、平成28年から始まったもので、ポスター等で周知を進めている状況でございます。

**(諏訪会長)**

よろしいですか。

**(奥野委員)**

ありがとうございました。

**(諏訪会長)**

その他、情報連絡について、いかがでしょうか。

これ以外にも全体について何かございますでしょうか。

ありがとうございました。

では、質疑がないようですので、これで質疑を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しします。

**(秦福祉管理課長)**

本日は長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

次回の協議会は、令和2年3月27日、金曜日の開催を予定しております。よろしくお願いたします。開催のご案内は、後日送付させていただきます。

本日お車でおいでの委員の皆様方には駐車券のご用意がございます。出入り口のところで申し出ください。

なお、まだ請求書兼口座振替依頼書がお手元

にある方は、お帰りの際、提出くださいますようお願いいたします。

以上で、本日の地域保健福祉推進協議会を終了いたします。

ありがとうございました。